

タイトル	「行状監督」概観(3・完)：ドイツの犯罪者社会内処遇
著者	吉田，敏雄
引用	北海学園大学学園論集，138：17-36
発行日	2008-12-25

「行状監督」概観(3・完)

—— ドイツの犯罪者社会内処遇 ——

吉 田 敏 雄

目次

はじめに

第1節 行状監督（「2007年3月22日の行状監督改正法」成立前）の概観

1. 行状監督の刑事政策上の目的
2. 行状監督の対象者
3. 行状監督の期間
4. 行状監督の手段
5. 行状監督の担当者

第2節 統計調査研究から見た行状監督

(1) E・ヴァイゲルトとS・ホーマン＝フリッケの統計調査研究

- a 刑法第68条第1項の定める行状監督の推移
- b 調査の対象者
- c 命令群のデータ評価
- d 満期群のデータ評価
- e 処分群のデータ評価

(以上135号)

(2) 本統計調査研究の問題点

第3節 行状監督の論争点

- a 行状監督の廃止論と改正論
- b 1980年の連邦裁判所決定

第4節 行状監督改正法案

- a 刑罰で補強された指図型録の拡大（刑法第68条b第1項）
- b 刑罰で補強されない指図型録の拡大（刑法第68条b第2項）
- c 引致命令（刑訴法第463条a第3項）
- d 関係機関の協調（刑法第68条a第7項）
- e 行状監督中の指図違反罪（刑法第145条a）
- f 無期限の行状監督（刑法第68条c第3項）

g 危機介入(刑法第67条h)

(以上136号)

第5節 行状監督改正法の成立

(1) 行状監督法

(2) 行状監督法の批判的考察

- a 裁判所の命令による行状監督(刑法第68条第1項)
- b 残刑が猶予されない場合の性犯罪者に対する行状監督(刑法第68条f)
- c 無期限の行状監督(刑法第68条c第3項2号)
- d 行状監督中の指図違反罪(刑法第145条a)
- e 併合自由刑が満期執行された場合の必要的行状監督(刑法第68条f)

終わりに

(以上本号)

第5節 行状監督改正法の成立

(1) 行状監督法

上記のドイツ連邦政府「行状監督改正法案」は、国会審議の過程で修正を加えられ上、2007年3月に可決・成立した。以下は、行状監督関連条文(下線部は改正箇所)である⁽¹⁴⁾。

刑法総則「行状監督」

第68条 行状監督の前提要件

- (1) 法律が行状監督を特に規定する犯罪の故に、少なくとも6月の有期自由刑を科せられた者が、将来犯罪を犯す恐れがあるとき、裁判所は刑にあわせて行状監督を命令することができる。
- (2) 法律による行状監督に関する規定(第67条b、第67条c、第67条d第2項から第6項、及び、第68条f)は、そのままとする。

第68a 監督所、保護観察、司法外来診療部

- (1) 有罪を宣告された者は監督所に服する。裁判所はこの者のために行状監督の期間の間、女性保護観察官又は男性保護観察官を選任する。
- (2) 女性保護観察官又は男性保護観察官はお互いに協調して有罪を宣告された者の援助、世話に当たる。
- (3) 監督所は裁判所と協調し、女性保護観察官又は男性保護観察官の支援を得て、有罪を宣告された者の行動と指図の履行を監視する。
- (4) 監督所と女性保護観察官又は男性保護観察官の間に、有罪を宣告された者の援助とその意味に関わる問題について協調が取れないとき、裁判所が判断する。
- (5) 裁判所は監督所及び女性保護観察官又は男性保護観察官にその活動のために指図を与えるこ

とができる。

(6) 第145条a〔行状監督中の指図違反〕2文の定める告訴前に、監督所は女性保護観察官又は男性保護観察官を聴聞する。第4項は適用できない。

(7) 第68条b第2項2文及び3文の定める指図が与えられるとき、第2項に掲げられた者と協調して、司法外来診療部も有罪を宣告された者の援助、世話に当たる。その他の点で、第3項、第6項は、それらが女性保護観察官又は男性保護観察官の地位に関する限り、司法外来診療部にもこれを準用する。

(8) 第1項に掲げられた者及び第203条〔個人の秘密の侵害〕第1項1号、2号及び5号に掲げられた司法外来診療部の女性部員又は男性部員は、第203条により保護される関係の領域において打ち明けられた又はその他知ることになった他人の秘密を、有罪を宣告された者に将来犯罪を犯さないための援助をするために必要であるかぎり、相互に開示しなければならない。それに加えて、第203条第1項1号、2号及び5号に掲げられた司法外来診療部の女性部員又は男性部員は、監督所及び裁判所にこれらの視点から次の各号に該当するかぎり、かかる秘密を開示しなければならない、

1. 有罪を宣告された者が第68条b第1項1文11号の定める面会指図を遵守しているか否か、又は、第68条b第2項2文、3文の定める指図の領域で治療に参加しているか否かを監視するために、それが必要である、
2. 有罪を宣告された者の行動又は状態から第67条g、第67条h又は第68条c第2項又は第3項の定める措置が必要と思われるとき、又は、
3. 第三者の生命、身体の不可侵性、人的自由又は性的自己決定に対する著しい現在の危険を防ぐために、それが必要である。

1文及び2文2号、3号の場合において、司法外来部の女性部員及び男性部員によって開示された第203条第1項の意味における事実は、そこに掲げられた目的にしか用いてはならない。

第68条b 指図

(1) 裁判所は、有罪を宣告された者に対し、行状監督の期間又は比較的短期間、以下の各号の指図をすることができる、

1. 監督所の許可無く、住所又は居所もしくは一定の場所を離れないこと、
2. 将来の犯罪行為の機会又は刺激を提供しうる一定の場所に滞在しないこと、
3. 被害者、又は、将来の犯罪行為の機会又は刺激を提供しうる一定の人又は一定の群の人と接触しないこと、交際しないこと、雇わないこと、養成しないこと又は泊めないこと、
4. 事情によっては犯罪行為へと濫用しうる一定の活動をしないこと、
5. 将来の犯罪行為の機会又は刺激を提供しうる一定の物件を所持しないこと、携帯しないこと、又は、保管させないこと、

6. 事情によっては犯罪行為へと濫用しうる自動車又は特定の種類の自動車もしくはその他の自動車所有しないこと又は運転しないこと、
7. 一定の時に、監督所、一定の役所又は女性観察官又は男性観察官の許に出頭すること、
8. 住所又は職場を変えたとき、遅滞無く監督所に届けること、
9. 無就労の場合、所轄の労働事務所又はその他の職業紹介所に出頭すること、
10. 一定の事実に基づくと、酒精飲料その他の酩酊剤を消費することによって、将来の犯罪行為に繋がると考えられる理由があるとき、かかるものを摂取しないこと、及び、身体的侵襲を伴わない酒精統制又は嗜癖剤統制を受けること、又は、
11. 一定の時間に又は一定の間隔において、女性医師又は男性医師、女性心理療法士又は男性心理療法士、もしくは司法外来診療と面会すること。

裁判所は、その指図において、禁止される又は要求される行動を正確に定めなければならない。

(2) 裁判所は、有罪を宣告された者に、行状監督の期間又は比較的短期間、別の指図、特に、養成、労働、自由時間、経済的事情の整理又は扶養義務の履行に関係する指図を与えることができる。裁判所は、有罪を宣告された者に、精神医学、心理療法又は社会治療の世話、治療を受ける指図を与えることができる(治療指図)。世話と治療は司法外来診療部で行うことができる。第56条c第3項は、身体侵襲を伴う酒精統制又は嗜癖統制に服する指図にもこれを準用する。

(3) 指図に際して、有罪を宣告された者の行状に対して、期待することのできない要求をしてはならない。

(4) 行状監督の開始とともに既に科せられている行状監督が第68条e第1項1文3号により終了するとき、裁判所は、前の行状監督の領域で与えられた指図も裁判の中に含めなければならない。

(5) 有罪を宣告された者の世話が第1項11号の場合において、その治療が第2項の場合において司法外来診療部によって行われないかぎり、第68条a第8項はこれを準用する。

第68条c 行状監督の期間

(1) 行状監督の期間は最低2年、最高5年とする。裁判所は最高期間を短縮できる。

(2) 裁判所は、次の各号の場合、有罪を宣告された者に、第1項1文の最高期間を超える期限を付さない行状監督を命令することができる、

1. 第56条c第3項1号の定める指図に同意しないか、又は、

2. 療養又は禁絶療法に服する指図もしくは治療指図に従わず、しかも、将来の重大な犯罪行為によって公衆に危害を及ぼすことが危惧されるとき。有罪を宣告された者が第1項1号の場合に事後に同意を表明したときは、裁判所は以後の行状監督の期間を定める。その他、第68条e第3項はこれを準用する。

(3) 裁判所は、次の各号の場合、行状監督を第1項1文の最高期間を超えて、期限を定めること

なく延長できる、

1. 刑法第 67 条 d [収容の期間] 第 2 項による精神病院収容の猶予の場合に、特定の事実に基づく、有罪を宣告された者がさもなくば間も無く刑法第 20 条[精神障害に基づく責任無能力]又は第 21 条 [限定責任能力] の定める状態に陥り、これに因り、将来の重大な違法行為によって公衆に危険の及ぶことが危惧されるうと考える理由があるとき、又は、

2. 第 181 条 b [行状監督] に掲げられた犯罪 [保護を命じられた者の性的濫用罪、被拘禁者、官により監置された者、施設内の病人及び扶助を必要とする者の性的濫用罪、公務上の地位を利用する性的濫用罪、相談又は世話関係を利用する性的濫用罪、児童の性的濫用罪、児童の重い性的濫用罪、児童の性的濫用致死罪、性的強要罪、強姦罪、性的強要及び強姦致死罪、抵抗不能者の性的濫用罪、未成年者の性的行為の奨励罪、売春婦幫助罪、少年の性的濫用罪] の故に有罪を宣告された者に対して、2 年を超える自由刑又は併合刑が科せられたか、又は、精神病院又は禁絶施設収容が命令され、且つ、特に、第 68 条 b 第 1 項又は第 2 項の定める指図違反から又は他の一定の事実に基づく、将来の重大な犯罪によって公衆に危害が及ぶことが危惧されうることの具体的理由が判明するとき。

(4) 第 68 条第 1 項の場合には、行状監督はその命令の確定をもって開始する、第 67 条第 2 項、第 67 条第 1 項 2 文、第 2 項 4 文及び第 67 条第 2 項 2 文の場合には、猶予の裁判の確定をもって又は裁判所により命令された後の時点に開始する。有罪を宣告された者が逃亡しているか、隠れているか又は官の命令により施設に拘禁されている時間は行状監督の期間に算入されない。

第 68 条 d 事後的判断

裁判所は、第 68 条 a 第 1 項、第 5 項、第 68 条 b 及び第 68 条 c 第 1 項 2 文、第 2 項、第 3 項による判断を事後的にもこれを行い、変更し、破棄することができる。

第 68 条 e 行状監督の終了又は停止

(1) 行状監督に期限が付されていないかぎり、それは各号の時点をもって終了する、

1. 自由剥奪処分の執行の開始、

2. 自由剥奪処分の命令が併科されている自由刑の執行の開始、

3. 新たな行状監督の開始。

その他の場合、行状監督は、自由刑又は自由剥奪処分の執行中、停止する。新たな行状監督が現に科せられている期限の付されていない行状監督に加わるとき、裁判所は、現在の行状監督に新たなそれを必要としないとき、新たな処分の省略を命令する。

(2) 裁判所は、有罪を宣告された者が行状監督が無くとも犯罪を犯さないと予期できるとき、行状監督を取り消す。取り消しは早くとも法定の最低期間の経過後に許される。裁判所は、行状監督の取り消しの申し立てを許さない、最高 6 月の期間を定めることができる。

(3) 期限を付さない行状監督が開始したとき、裁判所は、次の各号の場合、第2項1文の判断の必要性を審理する、

1. 第68条c第2項1文の場合、遅くとも第68条c第1項1文の定める最高期限の経過とともに、

2. 第68条c第3項の場合、2年の経過前。

裁判所は、行状監督の取り消しを拒否するとき、2年の経過前に改めて行状監督の取り消しに関して判断しなければならない。

第68条f 残刑が猶予されない場合の行状監督

(1) 故意の犯罪の故に少なくとも2年の自由刑又は併合自由刑が、又は、第181条bに掲げられた種類の犯罪の故に少なくとも1年の自由刑又は併合自由刑が満期執行されたとき、有罪を宣告された者の行状からの釈放とともに行状監督が開始する。刑の服役に続いて自由剥奪の改善・保安処分が執行されるとき、1文の適用はない。

(2) 有罪を宣告された者が行状監督が無くとももはや犯罪を犯さないと予期されるとき、裁判所は処分の下されないことを命令する。

第68条g 行状監督と保護観察のための猶予

(1) 刑の猶予又は残刑の猶予が命じられ、もしくは、保護観察のために職業禁止が猶予され、かつ、有罪の宣告を受けた者が同一の行為又はその他の行為の故に、同時に、行状監督に付せられたときは、監督と指図の付与につき、第68条a及び第68条bのみを適用する。行状監督は、保護観察期間の経過前には終了しない。

(2) 保護観察のための猶予及び行状監督が、同一の行為に基づいて命令されたときは、裁判所は、行状監督を保護観察期間の経過まで停止するとの決定をすることができる。その場合、保護観察期間は、行状監督の期間に、これを算入しない。

(3) 保護観察期間の経過後、刑又は残刑が猶予されもしくは職業禁止が終了したものと宣告されたときは、それとともに同一の行為を理由として命じられた行状監督も終了する。行状監督に期限が付されていないとき(第68条c第2項1文又は第3項)、この適用はない。

刑法総則関連規定

刑法第67条d 収容の期間

(1) 禁絶施設における収容は2年を超えてはならない。期間は収容の開始をもって始まる。自由刑に先立って、それとあわせて命じられた自由剥奪を伴う処分が執行されたときは、処分執行の期間が刑に算入される限り、上限は自由刑の期間分だけ延長される。

(2) 上限が規定されていないとき又は、期限がいまだ経過していないときは、裁判所は、被収容

者が処分執行の外で、違法行為をもはや犯さないことが予期できるとき、以後の収容の執行を保護観察のために猶予する。猶予と同時に、行状監督が開始する。

(3) 保安監置収容の10年が執行されたとき、裁判所は、被収容者には、精神的又は身体的に被収容者に重い障害を与える性癖のために、かなり重大な犯罪を犯すという危険が無いとき、処分の終了を宣告する。終了とともに、行状監督が開始する。

(4) 上限を経過したとき、被収容者は釈放される。処分はこれにより終了する。収容執行からの釈放とともに行状監督が開始する。

刑法各則関連規定

刑法第145条a 行状監督中の指図違反

行状監督中に第68条b第1項に掲げられた種類の特定の指図に違反し、それにより処分の目的を危うくする者は、3年以下の自由刑又は罰金に処せられる。当該行為は監督所(第68条a)の告訴が無ければ訴追されない。

刑訴法関連規定

刑訴法第463条a 監督所の権限と管轄

(1) 監督所(刑法典第68条a)は、有罪を宣告された者の行動及び指図の履行を監督するため、すべての官庁から報告を求め、宣誓させての尋問を除くあらゆる種類の調査を自ら行い、又は他の官庁にその管轄の範囲内でこれを行わせることができる。有罪を宣告された者の所在地が知られないとき、行状監督所の長は居所調査の公示(第131条a第1項)を命令することができる。

(2) 監督所は、行状監督の期間又はこれよりも短い期間、警察による検問で人定事項の確認が許されるものを行うに際して、有罪を宣告された者を監視するための手配を命令することができる。第163条e第2項を準用する。命令は、監督所の長がこれを発する。行状監督の継続の必要性については、少なくとも1年ごとにこれを審査しなければならない。

(3) 有罪を宣告された者が刑法典第68条第1項7号又は11号の指図に十分な弁明なく従わず、召喚状において、この場合、引致が許容される旨指示されたとき、行状監督所の長の申し立てにより、裁判所は引致命令を発することができる。第一審裁判所が管轄している限り、裁判長が決定する。

(4) 土地管轄を有するのは、有罪を宣告された者の住所の地区にある監督所である。その者が本法の適用地域内に住所を有しないときは、その常居住地の地区にある監督所であり、常居住地が知れないときは、最後の住所又は常居住地の地区にある監督所である。

本法律による主要改正点は次の通りである⁽¹⁵⁾。

・刑罰で補強された接触禁止。行状監督において、刑罰で補強された接触禁止を言い渡すことができる。連邦司法省の説明によると、例えば、これによって、被有罪者が、釈放された後、その犯罪被害者に再度嫌がらせをしたり、脅迫したりすることを防止できる。性犯罪者に対しては、刑罰の警告をもって、よその子どもと接触をとることも禁止できる。禁止違反が認められるとき、重大な事態に至らないような措置が取れる。

・酒飲禁止。被有罪者が、酒精飲料の影響の下に、またもや危険を与えかねない状況が生ずると、裁判所はこの者に酒精飲料の摂取を禁止することができる。この禁止が遵守されるように監視するために、呼気検査を実施できる。

・治療への動機付け。被釈放者に、一定の間隔を置いて、医師、心理療法士、又は、司法精神医学外来に出席するように指図することも可能である。連邦司法省の説明によると、その目的は、このようにして、被釈放者を定期的に直接診断できることで、危険な展開を早期に認識し、必要な医薬品を服用しているかを監視するところにある。特に、被有罪者に、従前以上に強く、治療を受ける方向への一歩を踏み出すような動機付けを与えることができる。但し、治療への参加は刑罰をもって強制するべきでないし、強制することもできない。

・指図違反に対する懲罰化。被有罪者が指図に違反した場合、3年以下の自由刑を言い渡すことができる。従前は、1年以下の自由刑しか科せられなかった。これにより、刑執行裁判所と行状監督所の権限が拡大された。

・引致命令と所在調査の公告。裁判所は、保護観察官や行状監督所との十分な接触を維持していない、又は、命令に違反して、医師や司法精神医学外来に出席しない被有罪者に対し、引致命令を発することができる。行状監督所は、所在の分からない被有罪者の所在調査のための公告を命令することができる。引致命令も所在調査の公告も、本人との途絶えた接触を回復することを目的とする。

・精神的危機にある場合の一時的収容。精神障害又は嗜癖のある犯罪者を収容する病院から退院した後、危機的展開に陥る者、例えば、自己抑制できずに大量の酒精飲料を飲むとか、妄想を言う者のために、「入院危機介入」が可能となった。従来は、再犯に繋がりがかねない精神的苦境に対応するための適切な法的手段が無かった。連邦司法省の説明によると、処分執行を受けたことのある患者が急性危機状態に陥った場合、精神病院に一時的に再収容し、加療する必要性がある。改正により、これが可能となった。

・必要な医薬品服用の監視。連邦司法省の説明によると、犯罪者は、行状監督の満了後、引き続いて医薬品を服用するか、その他の行動制限、例えば、酒精飲料の消費を断念しなければならないのだが、本人にその理解力が欠如しているとき、行状監督を無制限に延長できる。というのは、疾病(例えば、統合失調症)が再発しないために、精神障害者は、精神病院で治療を受けた後も、医薬品を服用しなければならないことが稀ではないからである。現行法では、最長5年に限定されている行状監督の期間、服用の監視ができるに過ぎない。

(2) 行状監督法の批判的考察

本改正法にも依然として検討課題が残されているので⁽¹⁶⁾、以下、それらの問題点を論及することにする。

a 裁判所の命令による行状監督(刑法第68条第1項)

実務では圧倒的に多い法律による行状監督と並んで、散発的にしか利用されていない裁判所の判決による行状監督がある。本改正法はこれを維持している。しかし、この制度は廃止されるべきだとの批判が強い。自由剥奪の制裁、保護観察そしてますます拡大されている必要的行状監督といった選択肢があり、これらは重い犯罪行為を防止するための適切な手段といえるからである⁽¹⁷⁾。

b 残刑が猶予されない場合の性犯罪者に対する行状監督(刑法第68条f)

本改正法は、依然として、少なくとも1年の自由刑を満期服役した性犯罪者に対する行状監督を定めている。しかし、これには批判が強い。

本改正法は、禁絶施設収容処分の上限に達した場合、行状監督に付する新たな規定を設け、もって、行状監督の適用範囲を拡大した(刑法第67条d第4項3文)。これには十分な理由がある。この時点迄収容されている嗜癖患者は、収容を途中で保護観察のために猶予された患者よりも問題を抱え込んでいるかもしれないからである。近年、禁絶施設被収容者が著しく増大していることに鑑みると、行状監督に付される者も増大することが見込まれる。

行状監督は、編み目の細かい統制が無ければかなり重い犯罪を犯す蓋然性がある場合にのみ正当化される。それ故、学説は行状監督の開始を狭く限定すべきだと主張している。資源が逼迫していることもこのことを支持する。

この点で、少なくとも1年の自由刑を満期服役した性犯罪者に対する行状監督に批判が向けられる。ここに参照されるべきは、J.-M・イエーレ等の行った刑事制裁の法遵守効果に関する実証

研究である。1994年に刑事制裁を受けたか刑事施設から釈放された者合計約百万人について、連邦中央登録簿のデータに基づき、その後4年間(1998年まで)の再犯追跡調査結果がある。再犯率の高いのが、重い窃盗の犯罪群(刑法第243条から第244条)と強盗罪(刑法第249条から第252条, 第255条, 第316条a)であり、それぞれ約59%を示す。次にくるのが、麻酔剤法違反罪で52%の再犯率が見られる。第4位ではあるが、それらからかなり離れたところに位置するのが、性的強要罪, 強姦罪(刑法第177条から第178条)といった重い性犯罪であり、約41%の再犯率を示す。この実証研究によれば、調査対象者を保護観察の付かない自由刑に処された者に限定すると、性的強要罪, 強姦罪の再犯率は約45%であって、平均値の約59%よりもはるかに低い。重い窃盗罪では約70%, 強盗罪では約59%である⁽¹⁸⁾。

オーストリアの調査も同じ傾向を示す。1993年1月1日から2001年6月30日の間に、行刑施設から釈放された性犯罪者(第201条[強姦], 第202条[性交の強要], 第206条[幼年者との性交], 第207条[幼年者とのわいせつ行為])と強盗犯罪者(第142条[強盗], 第143条[重い強盗])の再犯率を比較した調査研究がある。仮釈放後5年内の再犯率を見ると、性犯罪者では29%, 強盗犯罪者では37%である。満期服役後5年内で見ると、性犯罪者では45%, 強盗犯罪者では54%である。10年の期間で見ると、仮釈放の場合、性犯罪者では40%, 強盗犯罪者では43%である。満期釈放の場合、性犯罪者では52%, 強盗犯罪者では65%である。有罪判決が新たな自由剥奪だった場合に限定すると、5年以内で見ると、仮釈放の場合、性犯罪者では12%, 強盗犯罪者では25%である。満期釈放の場合、性犯罪者では32%, 強盗犯罪者では43%である。10年の期間で見ると、仮釈放の場合、性犯罪者では20%, 強盗犯罪者では27%である。満期釈放の場合、性犯罪者では34%, 強盗犯罪者では50%である⁽¹⁹⁾。

全体的に見ると、性犯罪者に対する行状監督開始時点を早める理由は見当たらない。他の犯罪者群と比較して、性犯罪者が高い再犯率を示しているわけではない。したがって、刑法第181条bに列挙されている犯罪について、少なくとも1年の満期服役で行状監督に付するとする刑法第68条fの規定には、それを支える根拠がない⁽²⁰⁾。

c 無期限の行状監督(刑法第68条c第3項2号)

本改正法は、期限の付されない行状監督を次の四つ場合に定めている。

- ①身体侵襲又は嗜癖治療を伴う治療指図への同意が欠如している場合(刑法第68条c第2項1文1号),
- ②こういった指図又は後療法指図に従わない場合(刑法第68条c第2項1文2号),
- ③精神病院収容を猶予した後の精神障害の再発による危険性が存続する場合(刑法第68条c第3項1号),

④処分収容(刑法第63条又は第64条)又は2年以上の自由刑の後も危険性が存続する場合、但し、性犯罪の廉で有罪判決が下されていた場合に限られる(刑法第68条c第3項2号)。このうち①から③まではそれらの前提要件が明確であり問題が無いが、④には批判が向けられる。

本改正法は行状監督の期間を2年から5年を通例として、例外的に、期限の付されない行状監督を認める。期限の付されない行状監督は、基本法上は、問題を含んでいるが、実務経験、実証研究からすると、長期の行状監督も止むを得ない場合もあると考えられている。問題はそれがどういう場合かである。それには、病後歴研究が重要な示唆を与える。以下の研究の観察期間は、通常行状監督の上限である5年を超えている。

子供の性的虐待とその他の犯罪、特に、所有権侵害犯罪の再犯率比較研究を行ったカナダの実証研究がある⁽²¹⁾。調査対象者は、最高2年までの自由刑に処せられ、ミルブルック矯正センター(重装備刑務所)に収容されており、1958年から1975年までの間に釈放された受刑者である。15年から30年の追跡調査が行われた。何らかの犯罪で下された有罪判決で再犯率を比較すると、子供の性的虐待者では61.8%であったが、そうでない者では83.2%であった。子供の性的虐待者の再犯の内訳を見ると、暴力と無関係な犯罪が41.4%、性犯罪が35.1%であった。対照群で見ると、その38.7%が暴力関連犯罪(性犯罪の廉で有罪判決が下されたわけではないが、答弁の取引や訴追の便宜から性犯罪の可能性のある暴力犯罪)、32.8%が非性的暴力犯罪の故に有罪判決を受けた。

マサチューセッツ州ブリッジウォーターの「マサチューセッツ危険な性犯罪者治療センター」刑務所に収容されていた性犯罪者を対象としたアメリカの調査研究もある⁽²²⁾。調査対象者は16歳以上の者が被害者である強姦行為又は16歳未満の者が被害者である子供の性的虐待行為を犯した者に二分された。強姦犯のうち、釈放後最初の1年に性犯罪で起訴された者は9%、その後5年以内に新たに性犯罪で訴追された者は、毎年、2%から3%に達する。この率は追跡調査の最終年の25年目には1%に下がる。子供の性的虐待者で見ると、最初の1年に性犯罪で起訴された者は6%、その後2年では毎年4%、更にその後の2年では毎年2%ないし3%に達する。釈放後5年目で、両群の累積再犯(起訴)率は同じになるが(19%)、その後、子供の性的虐待者の再犯率が強姦犯のそれを追い越し、25年目には、前者の累積再犯率は52%、後者のそれは39%に達する。有罪判決の累積再犯率で見ると、強姦犯では、5年目が11%、10年目が16%、25年目が24%なのに対し、子供の性的虐待者では、14%、23%、41%に達する。

こういった調査結果からすると、5年を超える行状監督には十分の理由がある。但し、これを特定の構成要件と結びつけること、特に、性犯罪に特化して結びつけることに関しては疑問が残

る。性的動機に基づかない、しかし、人格障害のある危険な暴力犯罪者もいるのである。仮に、性犯罪者に特化するとしても、「性犯罪」を網羅的に行状監督の対象とすることには問題がある。刑法第68条c第3項2号には、売春婦幫助罪、公務上の地位を利用する性的濫用罪、相談又は世話関係を利用する性的濫用罪等までが対象とされているが、これらは削除されるべきであろう。長期にわたって再犯の危険のある性犯罪者というのは、その人格の根深いところに問題を抱えており、適法に性的問題を解決する道が閉ざされているものである。しかし、上記の性犯罪者にはこれが当てはまらないからである⁽²³⁾。

d 行状監督中の指図違反罪（刑法第145条a）

本改正法は、行状監督中の指図違反罪の法定刑を1年から3年に引き上げた。これによって、個別事案に応じた差異的対応ができるのみならず、予防効果も期待できるというのがその理由である。しかし、これには、依然として批判が強い。

行状監督中の指図違反罪は実務においてはほとんど適用されることがなくなってきていて、その意味を失っている。刑事訴追統計によると、2004年には、旧西ドイツの州及びベアリン都市州で57件の有罪判決が下されたにすぎず、しかも、その半分以上は罰金刑が適用された。自由刑は6月から9月の間に収まっている。もっとも、旧東ドイツの州は異なった状況にあるのかもしれない。

法定刑の引き上げは、行状監督の「援助と世話」機能よりも「監視と統制」機能を際立たせることになる。しかし、精神的に安定しており、統御能力のある行状監督対象者には、「期待するこのできない要求」（刑法第68条b第3項）を科さない指図を遵守してもらうには、1年の法定刑で十分である。

行状監督所及び裁判所は、「満期服役者」の場合でも、指図違反に対しては刑事訴追以外の他の手段で対処できる。今回の改正によって、それがさらに拡大されたのである。例えば、所在地調査の公告（刑訴法第463条a第1項2文）及び司法外来診療の介入（刑法第68条第2項3文）が挙げられる。こういった手段の方が権利侵害度が少なく、しかも、効果が無いわけではない。刑罰規定に執着する必要性はない。

そのみならず、刑法体系上の問題がある。刑法第145条aの犯罪行為は、刑法典の定める保護法益のいずれをも危険化するものではなく、裁判所の指図に対する単なる不服従なのである。こういった行為は、ドイツ法では本来、秩序違反行為に分類されるのであり、犯罪行為に分類されるのではない。したがって、刑法第145条a廃止論すらあるのである⁽²⁴⁾。少なくとも、刑を引

き下げる理由は存在しても、刑を引き上げる理由に乏しいのである。行状監督中の指図違反罪が、法定刑の上限が一年の自由刑である侮辱罪(刑法第一八五条)、脅迫罪(刑法第241条)、交通における酩酊罪(刑法第316条)、禁絶治療に対する危害行為(刑法第323条b)及び救助の不履行罪(刑法第323条c)の三倍も重いことを正当化する理由は見当たらない。拘禁された者の解放罪(刑法第120条)、騒擾罪(刑法第125条)、堕胎罪(刑法第218条)、横領罪(刑法第246条)、暴利罪(刑法第291条)、利益收受罪(刑法第331条)及び利益の供与罪(刑法第333条)の各犯罪の法定刑の上限は三年の自由刑であるが、刑法第145条aの犯罪がこれらの犯罪と同価値であるとする理由は存在しない⁽²⁵⁾。

e 併合自由刑が満期執行された場合の必要的行状監督(刑法第68条f)

従来、刑法第68条fが、個別刑のみならず併合刑にも適用があるのか否かに関しては学説・判例上争いのあったところである。本改正法は併合刑を含むことを明文化したのである。その立法理由は、「行状監督の制度は、再統合の際の援助にも、特別に再犯の危険のある犯罪者の統制にも役立つ。犯罪者の援助の必要性は、先ずは、行刑の期間に従うのであり、したがって、服役の基礎に個別刑があったか併合刑があったかは関係がない」というものである⁽²⁶⁾。しかし、併合刑が故意犯と過失犯からなっている場合、その故意犯の廉での刑罰の割合が少なくとも2年ないし1年に達しているとの仮定的判断を要する。その場合、刑訴法第458条第1項(執行の際における裁判所の裁判)、刑訴法第463条第1項(保安処分)の適用がある。そのことは、刑執行裁判所が、確定判決が下された後で、事後的に、故意犯に科せられる刑罰の割合を定めること、つまり、新たに不法・責任内容を定めること、しかも、それが行状監督という法的効果に繋がる判断を下すことを意味する。そうすると、基本法第103条第3項「何人も、同一の行為につき、一般刑法の根拠に基づいて、重ねて処罰されてはならない」という一事不再理の原則(„ne bis in idem“)に反するとの批判が可能である⁽²⁷⁾。

注 記

- (14) Gesetz zur Reform der Führungsaufsicht und zur Änderung der Vorschriften über die nachträgliche Sicherungsverwahrung vom 13. April 2007 (Bundesgesetzblatt Jahrgang 2007 Teil I Nr. 13). Vgl. Jens Peglau, Das Gesetz zur Reform der Führungsaufsicht und zur Änderung der Vorschriften über die nachträgliche Sicherungsverwahrung, NJW 2007, S. 1558-1562.
- (15) BMJ Newsletter vom 23. 3. 2007.
- (16) Axel Dessecker, Die Reform der Führungsaufsicht und ihre Grenzen, BewHi 3/2007, S. 276-286. 参照, 吉田敏雄「ドイツ連邦政府『行状監督改正法案』(2006年4月5日)(6・完)」北海学園大学『学園論集』第134号(2007年)51頁以下。
- (17) Dessecker, (Fn. 16), S. 280.
- (18) Jörg-Martin Jehle, Wolfgang Heinz und Peter Sutterer, Legalbewährung nach strafrechtlichen Sanktionen. Eine kommentierte Rückfallstatistik, 2003, S. 71-72.

- (19) *Helmut Hirtenlehner*, Rückfallsprävention durch Restaussetzung oder Austauschbarkeit der Entlassungsformen? *Neue Kriminalpolitik*, 17. Jg., Nr. 3 (2005), S. 111-116, S. 114-115.

なお、日本では、法務総合研究所の再犯率調査研究がある(『犯罪白書』平成19年版・218頁以下)。その中に、100万人初犯者・再犯者混合犯歴を対象として、昭和60年(1985年)、平成2年(1990年)、平成7年(1995年)及び平成12年(2000年)の初犯者が、その後、5年以内に再犯に及んだ比率(5年以内再犯率)を罪名別に調査したものが(『犯罪白書』213頁)。犯罪全体では、平成2年の初犯者(14.6%)が最も低く、次いで、7年(15.9%)、昭和60年(16.4%)、平成12年(18.5%)の順である。罪名別では、各年次ともに窃盗及び覚せい剤取締法違反の5年以内再犯率が高かった。平成12年につき罪名別に高い順から見ると、窃盗(33.9%)、覚せい剤取締法(28.9%)、恐喝(28.2%)、詐欺(22.4%)、障害・暴行(16.6%)であり、犯罪全体では18.5%である。この5年以内再犯率調査では、性犯罪についての言及がない。

ちなみに、平成18年における成人の一般刑法犯の主要罪名別検挙人員中の有前科者率を見ると(『犯罪白書』213頁)、一般刑法犯総数では28.8%であるが、強盗致死では61.0%、恐喝では57.6%、脅迫では52.1%、強盗では48.1%であるのに対して、強姦では35.2%、強制わいせつでは32.0%である。同一罪種だけの前科者率を見ると、一般刑法犯総数では13.9%であるが、傷害では20.2%、窃盗では19.5%、恐喝では19.3%であるのに対し、強制わいせつでは10.7%、強姦では9.0%である。

- (20) *Dessecker*, (Fn. 16), S. 282.
- (21) *R. Karl Hanson, Heather Scott, Richard A. Steffy*, A Comparison of Child Molesters and Nonsexual Criminals: Risk Predictors and Long-Term Recidivism, *Journal of Research in Crime and Delinquency*, Vol. 32, No. 3 (1995), pp. 325-337.
- (22) *Robert A. Prentky, Austin F. S. Lee, Raymond A. Knight, and David Cerce*, Recidivism Rates among Child Molesters and Rapists: A Methodological Analysis, *Law and Human Behavior*, Vol. 21, No. 6 (1997), pp. 635-659.
- (23) *Norbert Schalast*, Anmerkungen zum Gesetzentwurf des Bundesjustizministeriums zur Neuordnung der Führungsaufsicht, *Recht & Psychiatrie*, 24. Jg., Heft 2 (2006), S. 59-64. S. 62.; *Dessecker*, (Fn. 16), S. 283-284.
- (24) *Dessecker*, (Fn. 16), S. 278-279.; *Schalast*, (Fn. 23), S. 62-63.
- (25) *Karl-Heinz Gross*, Kriminalgesetzgebung und Zeitgeist — am Beispiel des Entwurfs eines Gesetzes zur Reform der Führungsaufsicht, in: *Festschrift für R. Böttcher*, 2007, S. 579-596, S. 588.
- (26) 参照、吉田敏雄「ドイツ連邦政府『行状監督改正法案』(2006年4月5日)(2)」『北海学園大学学園論集』第130号(2006年12月)81頁以下、95頁以下。
- (27) *Klaus Schüddekopf*, Zum Gesetz zur Reform der Führungsaufsicht vom 13. 4. 2007 (BGBl I, 513 ff.), *StraFo* 2008, S. 141-144.

終わりに

ドイツの社会内処遇としての行状監督制度は、以上の検討から分かるように、多々問題点を含んでいるものの、犯罪者の(再)社会化、人権保障と人々の安全の均衡をとる一つの人道的且つ理性的・合理的刑事政策のとりべき道を示しているといえよう。

これと対照的なのがアメリカ合州国のメーガン法(Megan's Law)である。これは性犯罪者に

よる再犯を防止する目的で制定された法律であって、州によって多少の差異はあるものの、被執行猶予者、被仮釈放者、被満期釈放者に住所その他の個人情報の登録を義務付け、警察をはじめとする法執行機関にかかる情報を告知する義務を課するものである⁽¹⁾。一般告知は、当初、子供の性的虐待者を対象としていたが、次第に拡張され、近親相姦者、成人に対する強姦者、さらには、露出症者、子どもポルノグラフィー愛好者といった非接触犯罪者までも含む傾向にある。告知方式としては、報道機関への発表、散らし、電話、個別連絡、地区集会、インターネットウェブウサイト等、積極的に情報を公開する方式と、要求に応じて情報を公開する方式がある。危機水準を三段階に分けて、告知方式を違えている州もある⁽²⁾。近時、わが国でも、このような制度の導入の是非を真剣に検討する時期に来ているとの主張も見られるようになってきた⁽³⁾。しかし、この制度には、憲法上の問題は別としても、あまりにも問題がありすぎるように思われる。

先ず指摘されねばならないことは、こういった制度の再犯防止効果についての証明が今までのところ見当たらないということである。ワシントン州では、メーガン法制定前の1989年に「特に危険の高い性犯罪者」についての情報の一般告知を始めていた。一般告知開始後に釈放された元受刑者群(90人)と一般告知が開始される前に釈放された元受刑者のうちこれらの者と同程度の罪を犯した者たち(90人)を比較して、それぞれ出所後4年半内の再犯率を調べた研究報告がある。それによると、情報告知開始後の者の方(19%)が情報告知前の者(22%)よりもやや再犯率が低いように見えるものの、統計的有意の差は認められなかったのである。一般告知された性犯罪者の方がそうでない者よりも釈放後早い期間に性犯罪の再犯で逮捕されたことも報告されている。さらに、性犯罪の64%が一般告知の行われた管轄区内で発生しており、このことは一般告知が犯罪者に威嚇効果を有しなかったこと、犯罪を行うために見つかりづらい他の管区へ転居する動機付け効果も有しないことを示唆している。こういった事実から、同報告は、一般告知が性犯罪者の再犯率にほとんど影響を及ぼしていないようだ結論付けている⁽⁴⁾。アイオワ州でも同じような調査結果が得られている。性犯罪登録をされた者223人の追跡調査が平均4年4ヶ月行われ、性犯罪登録法施行前に釈放された性犯罪者201人と比較したところ、前者の3%が新たな性犯罪を行ったのに対し、後者は3.5%だったものの、統計上有意の差は無かった⁽⁵⁾。ウィスコンシン州でも、一般告知された危険性の高い性犯罪者47人と危険性は高いが一般告知はされなかった性犯罪者166人についての4年半にわたる追跡比較調査の結果、前者の再犯率は19%、後者のそれは12%だったが、統計上有意の差は見られなかった⁽⁶⁾。さらに、登録・告知法施行前後の10州における強姦罪の発生率の時系列分析において、6州では統計上有意の変化は見られず、3州では統計上有意の減少が、1州では統計上有意の増加が見られ、ここからも、性犯罪登録・告知法が性犯罪に系統だった影響を及ぼしていないことが分かる⁽⁷⁾。

そのみならず、メーガン法のもたらす数多の弊害も指摘されているのである⁽⁸⁾。それを以下に

列挙する。

- ・自警司法。一般告知後に暴行の連鎖が見られる。事後的暴行は登録・告知された性犯罪者に向けられるのみならず、性犯罪者と間違われた無実の者にも向けられ、その傷害や財産毀損をもたらす。

- ・他の犯罪への拡大。性犯罪は確かに恐ろしい犯罪であるが、このことは殺人、走行中の車からの射撃、酩酊運転にもいえる。そうすると、性犯罪者にだけ登録・告知を限定する理由はない。そうすると、他の犯罪、例えば、非性的な幼児虐待等にも登録・告知を拡大することに繋がる。

- ・秘密の公開。アメリカ精神医学会が刊行している「精神障害の診断と統計のためのマニュアルⅣ」では、小児の性的虐待は「小児性愛」と診断されるが、登録・告知法はこういった精神衛生・医学診断の一般告知を定めている。これにより、犯罪者の秘密が侵害されるばかりか、場合によっては、家族の氏名・住所が暴露され、性的虐待の被害者の氏名も暴露されることがある。

- ・刑罰を超える効果。一般告知が一種の刑罰のように運用される。例えば、警察が近隣の者を組織化して性犯罪者をその住まいから追い出すのである。さらに、警察が性犯罪者に関して不正確な情報を流すことがある。性犯罪者の多くが住まいを失い、職を失う。性犯罪者は、性犯罪よりも重い犯罪を犯した者よりも社会的・経済的に深刻な状況におかれ、自殺をする者も現れている。

- ・治療機会の減少。性的虐待を減少させる最善の方策はその発生前に予防することである。しかし、通報が減少したり、司法取引が増大したり、無実の者にも被害が及ぶとき、登録・告知法の犯罪予防効果に疑問が生ずる。登録・告知法が一人の子どもを救うことがあれば、その法は制定に値したということが言われるが、他人、特に、無実の者にも損害を及ぼす法律の存在理由が問われる。性犯罪の予防には、性犯罪者自身の治療が重要であるが、終身登録のように登録・告知法の弊害が大きいため、州によっては少年性犯罪者を起訴することをためらい、結局、少年性犯罪者が治療を受けないということになっている。

- ・治療効果の減少。刑事施設で治療を受け、改善が見られるとして仮釈放されても、一般告知が受刑者の社会復帰を妨げ、地域社会の生産的且つ高く評価される成員となろうとするその努力に水を差す。犯罪者は、犯罪者としてレッテルを張られ、対処される限り、地域社会の責任ある成員とはなりえない。

- ・偽りの安全感。一般告知によって安全感が得られるというのは事実と反する。性犯罪の暗域は非常に大きい。被害者の告訴があっても、少数の犯人しか検挙されない。さらに、有罪判決を宣告された性犯罪者も、その多くは届け出た住所には住んでいない。そのみならず、性犯罪者が近くに住んでいることを知れば、ますます不安を感じる者もいる。

- ・地域社会をおびえさせる。登録・告知法対象者が累積するにつれ、近所に多数の性犯罪者が住むことになれば、人々の不安感は増し、過剰反応に繋がりがねない。

- ・被害者への影響。登録・告知法は性犯罪者ばかりでなく、その家族にも影響を与える。その妻や家族の者（被害者でもあった娘をはじめとして）が嫌がらせを受けることがある。

- ・第三者への影響。登録・告知法の影響は犯罪者、被害者にとどまらない。性犯罪者と間違われた無実の者が嫌がらせを受けたり、暴行を受けたりする。

- ・司法取引。性犯罪ではその有罪立証が困難なことが多く、司法取引で軽い犯罪で起訴されがちである。少年性犯罪者の場合には、ソーシャルワーカー、児童保護ワーカー等が登録・告知への懸念から当該少年を警察に引き渡さず、密かに治療を受けさせることがある。

- ・危険判断。一般告知の水準を犯罪者の危険度に応じて決定する州があるが、訓練を受けた専門家、信頼できる危険段階によって決定されるわけでもなく、場合によっては、危険評価が犯罪者を実際よりも危険に見せるために濫用されることがある。

- ・敵対者間相互役割／倫理的ジレンマ。性犯罪者を治療する専門家は、治療をしないと治療に反対する同業者から専門的敬意を払われることがない。治療の専門家や児童保護ワーカーは、登録・告知法の結末を恐れて少年性犯罪者を警察に送らないことがある。

- ・治療の侵食。大多数の性犯罪者治療専門家は、性犯罪者には怒りを統御する術の欠如、自尊心の欠如、共感の欠如等の問題を抱えており、社会生活を送る上でこれらの改善が必要であると考えている。しかし、登録・告知法とか厳罰法制の下で「魔女狩り」現象が出現し、治療が困難になっている。

- ・潜伏生活。性犯罪者は身を隠し、所在を隠す生活を送らざるを得なくなる。しかし、身元の割れることを恐れる生活は、転々と住まいを変える生活へ追いやるし、そうすると、社会復帰に重要な役割を果たす地域社会との紐帯を不可能にする。定職も定住も無く、家族との繋がりも切

れ、地域社会の支援も得られないことは再犯の促進要因となる。

・責任の誤配置。登録・告知法は、地域社会の安全と適切な個人の行為を保障する責任を犯罪者にではなく、地域社会に負わせているが、犯罪者が自己の行為に全面的責任を取るよう要求されるとき、治療こそがもっとも効果がある。しかし、登録・告知法の下で、これが難しくなっている。

・地域社会で役割を果たす犯罪者の能力制限。性犯罪者は、地域社会で適切且つ安全に役割を果たすのに助けとなる適切な技量を習得する必要がある。この技量が欠如していると、再犯の危険が高くなる。しかし、登録・告知法はこういった技量習得を妨げている。

・犯罪者の年齢。少年にも登録・告知法の適用を認める州が増加しているが、これは少年の成熟度、成長段階、少年への長期的影響を考慮していない。

・精神障害のある性犯罪者。性犯罪者のごく一部に精神障害が認められ、本来、その不利な条件に慎重な対応を要するのに、他の性犯罪者と同様な扱いが為される。

・犯罪者の知能。性犯罪者の多くに発達障害、知恵遅れ、重い学習障害が認められるが、これらの者は疎んじられ、その生活条件が整備されていない。

・通報の減少。少年の性犯罪や家族内の近親相姦については、一般告知の後難を恐れて家族の者が通知しなくなる。

・更新されない情報。インターネット上の情報は誰でも入手できるし、情報はCD-ROMの記録媒体の形で有償・無償で頒布され、全世界に知れ渡る。しかし、情報そのものが古くなったり、不正確であったりする。

・不動産が売れない。売却したい不動産の近くに性犯罪者の住んでいることが知れると、当該不動産の潜在的購入者はそれを買ひ控える。

このように、性犯罪者の居所が公開されること、つまり、人々が性犯罪者の居所を知りうる乃至知っているということが実際には性犯罪者の再犯率を減少させることに繋がっていないこと、単に人々に偽りの「安心感」を与えているにすぎないといえる以上、メーガン法の犯罪威嚇予防効果に疑問があるのみならず、弊害が重大且つ広範囲にわたるという指摘は真摯に受け止められ

ねばならない。それでもなおこのような制度を推進するなら、その背後には「包含」の論理ではなく、危機管理という名の下において、「われわれ」とは異なる異質のよそ者「悪鬼」を「排斥」する論理があるといえよう。市民社会はこのような道を歩んではならない。先ず、為されるべきことは、刑務所内における充実した治療の提供、性犯罪者の釈放時点における再犯の危険性に関する評価技術の向上、精神科医療、心理臨床などの外来治療体制の整備、保護観察の充実、治療専門家と保護観察官の協働体制の整備である⁽⁹⁾。

注 記

- (1) 被害者少女の名前にちなんで「メーガン法」と呼ばれる「性犯罪者前歴登録告知法」は、1994年7月にニュージャージー州ハミルトンで7歳の少女メーガン・カンカ (*Megan Kanka*) が近所に住んでいた顔見知りの男性(5歳と7歳の少女への性的虐待で二度の逮捕歴があり、刑務所から満期釈放されたばかりであった)に誘拐・強姦・殺害された事件をきっかけに、同年、ニュージャージー州で制定された。同年に、連邦法である「ジェイコブ・ウェッターリング子どもに対する犯罪と性暴力犯罪者登録法」が制定されており、これは全50州に1997年9月までに厳格な登録方式を地域の法執行機関に整備するよう義務付けるものであった。ジェイコブ・ウェッターリング (*Jacob Wetterling*) というのは、1989年10月にミネソタ州で誘拐され、行方不明となった被害少年(11歳)の名前である(未解決)。被害少年の両親は、性犯罪の前科のある者が犯人であると推定して、性犯罪者の居住地の登録、それによる犯人の早期逮捕の必要性を訴えた。ニュージャージー州の悲劇的事件の後、1996年10月に、「ジェイコブ・ウェッターリング子どもに対する犯罪と性暴力犯罪者登録法」の第一次改正法である「メーガン法」が制定された。同法は、すべての州に地域社会にいる性犯罪者に関する一般告知を整備するように義務付けたのである。同法は2003年に改訂され、すべての州に性犯罪者登録情報のインターネットウェブサイト公開の促進・維持を義務付けた。
- (2) *J. S. Levenson, L. P. Cotter, The Effect of Megan's Law on Sex Offender Reintegration, Journal of Contemporary Criminal Justice, Vol. 21 (Feb. 2005), 49-66.*
- (3) 松井茂記『性犯罪者から子どもを守る メーガン法の可能性』(中公新書)2007年。藤本哲也『「性犯罪者前歴登録告知法」制定の是非についての議論の必要性」「罪と罰」第42巻2号(2005年)37頁以下。
なお、わが国では、2001年(平成13年)3月1日から、「被害者等通知制度実施要領」に基づき、検察官は、被害者等又はその代理人である弁護士や目撃者等が希望する場合において、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行終了予定時期、仮出獄又は自由刑の執行終了による釈放及び釈放年月日について通知することができるとされ、同年10月1日からは、受刑者の釈放予定時期についても通知することができるとされている。また、2005年(平成17年)6月1日からは、法務省が13歳未満の子供を対象とする暴力的な性犯罪(強姦、強盗強姦、強制わいせつ、わいせつ目的の略取・誘拐)を行った受刑者の出所情報(出所予定日、出所後の居住予定地)を警察に提供している。しかし、いずれも、法律に基づかない制度であり、又、一般告知の制度でもない。
- (4) *D. Schram, C. D. Milloy, Community notification: A study of offender characteristics and recidivism, 1995.; R. Lieb, Community Notification Laws: "A Step Toward More Effective Solutions", Journal of Interpersonal Violence, Vol. 11 No. 2, June 1996, 298-300.*
- (5) *G. Adkins, D. Huff, and P. Stageberg, The Iowa sex offender registry and recidivism, 2000.*
- (6) *R. G. Zevitz, Sex offender community notification: Its role in recidivism and offender reintegration, Criminal Justice Studies, 19, 2 (2006), 193-208.*
- (7) *J. T. Walker, S. Maddan, B. E. Vasquez, A. C. VanHouten, and G. Ervin-McLarty, The influence of sex offender registration and notification laws in the United States, 2005.*

- (8) *J. S. Levenson, D. A. D'Amora, and A. L. Hern*, Megan's Law and its Impact on Community Re-entry for Sex Offenders, *Behavioral Sciences and the Law*, 25 (2007), 587-602.; *R. E. Freeman-Longo*, Revisiting Megan's Law and Sex Offender Registration: Prevention or Problem, 2000.; *John Howard Society of Alberta*, Offender Registry, 2001.; *the same*, Community Notification, 1997.; *Center for Sex Offender Management*, An Overview of Sex Offender Community Notification Practices: Policy Implications and Promising Approches, 1997.; *R. G. Zevitz, M. A. Farkas*, Sex Offender Community Notification: Assessing the Impact in Wisconsin, National Institute of Justice, Research in Brief, 2000.
- (9) *R. A. Prentky*, Community Notification and Constructive Risk Reduction, *Journal of Interpersonal Violence*, Vol. 11 No. 2, June 1996, 295-298.